

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県鹿沼市		
計画期間 実施期間	H21 ~ H25 H21	総事業費(交付金)	34,274千円(17,137千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		定住等の促進に資する目標を設定しており、法第1条及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		第5次鹿沼市総合計画に基づいている。なお、生産製造連携事業計画(案)については、栃木農政事務所に提出済み。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		集落座談会の開催等を通じ、事業地区の受益者の同意は得られている。
事業の推進体制は確立されているか		事業実施主体である、亀和田・北赤塚営農組合と連携し、事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		乾燥・調整施設の整備を行うことにより、農業従事者の意欲の向上や生産性を向上させ、農家戸数減少の抑制を図る。
計画期間・実施期間は適切か		事業実施主体である、亀和田・北赤塚営農組合の飼料用米作付拡大の計画に基づき設定している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額(事業費34,274,000円×交付額算定交付率(50%)=交付限度額17,137,000円)で、交付要望額17,137,000円(より)の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		乾燥調整施設については7年、建屋については24年である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析に基づいて、実施した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効率 = 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要領別表(4)新規需要米生産製造関連支援に該当し、事業実施主体は2要件分類の32に属する亀和田・北赤塚営農組合である。 飼料用米作付計画面積については、42haで、要領で定める「5ha」を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業実施主体は、亀和田・北赤塚営農組合であり、個人に対する交付ではない。 目的外使用については、市職員などが定期的に確認の実施するので目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		飼料用米乾燥調整施設の整備に当たって集落座談会等を通じ、利用見込みの農業者からの出荷量からみて規模は適正である。機械の規模については、に基づいて計算してあり過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか		初穀庫を整備しない、下屋を造らないことにより、建設コストの低減をはかっている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定箇所は、飼料用米を作付けする地域内の農地を農業用施設用地に用途変更し土地であり適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		地区内に確保済である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		営農組合員からの出資及びJAからの借入を予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		整備後の施設は、亀和田・北赤塚営農組合が管理運営規定に基づき適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	「収入は利用者数の利用料金6百万円で、支出は人件費、維持管理費、機械更新積立費として6百万円を見込んでおり、収支の均衡は取れている。」
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。